

災害発生時における損壊家屋等の解体撤去の協力に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人高知県建設業協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における損壊した家屋等の解体撤去の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、南海トラフ地震、風水害等大規模な災害が発生した場合において、当該災害により損壊した専用住宅、併用住宅、事務所、店舗及び倉庫等の建物（以下「損壊家屋等」という。）の解体撤去の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「被災市町村」という。）から次の各号に掲げる事業（以下「事業」という。）の実施について支援を要請された場合、乙に対して当該支援に係る協力を要請するものとする。

- (1) 損壊家屋等の解体
- (2) 解体に伴って発生する廃棄物の撤去
- (3) 前各号に伴い必要な業務

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、文書により難しい場合には、口頭により通知し、後に速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 被災市町村名
- (2) 協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

（事業の実施への協力）

第3条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、乙の会員（以下「会員」という。）の中から必要な人員、建設資機材を確保する等、被災市町村が実施する事業に協力する体制を整えるものとする。

2 乙は、前項の協力体制が整った場合、必要に応じて被災市町村と会員との調整を行ったうえで、事業を実施する会員を甲に報告するものとする。

3 乙は、事業を実施する会員に対して、次の各号に掲げる事項を周知するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 解体に伴って発生する廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。
- (3) その他必要な事項

（情報の提供）

第4条 甲は、乙に被災、復旧状況等の事業の実施への協力に必要な情報を提供するものとする。

（実施の報告）

第5条 乙は、会員が実施する事業が終了したときは、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 実施内容
- (3) その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 会員が実施した事業に係る費用については、原則として被災市町村が負担するものとし、その額等は、災害発生直前における適正な価格を基準として、被災市町村と会員とが協議のうえ決定するものとする。

（災害補償）

第7条 事業を実施した会員の従事者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、会員と被災市町村とで協議するものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては高知県林業振興・環境部環境対策課、乙においては一般社団法人高知県建設業協会事務局とする。

（他の都道府県への応援）

第9条 甲が、被災した他の都道府県への応援を行うため、乙に対して協力を要請した場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

（協定書の有効期間）

第10条 この協定は、平成29年3月24日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

（協議）

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年3月24日

甲 高知市丸ノ内1丁目1番地
高知県
高知県知事

乙 高知市本町4丁目2-15
一般社団法人高知県建設業協会
会長